

防 災 業 務 計 画

平成 2 1 年 4 月

関西電力株式会社

目 次

第1編 総則	1
第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 防災業務計画の基本構想	1
第3節 防災業務計画の運用	1
1. 他の計画等との関連	1
2. 防災業務計画の修正	1
第4節 定義	2
1. 一般防災業務計画	2
2. 大規模地震防災強化計画	2
3. 東南海・南海地震防災対策推進計画	2
4. 災害	2
5. 支店等	2
第2編 一般防災業務計画	3
第1章 防災体制の確立	3
第1節 防災体制	3
1. 防災体制の区分	3
2. 災害対策組織	3
第2節 対策組織の運営	3
1. 対策組織の設置および閉鎖	3
2. 権限の行使	3
3. 動員	4
4. 指令伝達および情報連絡の経路	4
第3節 社外機関との協調	4
1. 地方防災会議等との協調	4
2. 防災関係機関との協調	4
3. 他電力会社等との協調	4
第2章 災害予防に関する事項	5
第1節 防災教育	5
第2節 防災訓練	5
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項	5
1. 水害対策	5
2. 風害対策	6
3. 塩害対策	6
4. 高潮対策	6
5. 雪害対策	6
6. 雷害対策	7
7. 地盤沈下対策	7
8. 火災、爆発、油流出等の対策	7
9. 土砂崩れ対策	7
10. 地震対策	7

第4節	防災業務施設および設備の整備	8
1.	観測、予報施設および設備	8
2.	通信連絡施設および設備	8
3.	非常用電源設備	9
4.	コンピューターシステム	9
5.	水防、消防に関する施設および設備等	9
6.	石油等の流出による災害を防止する施設および設備等	9
7.	その他災害復旧用施設および設備	9
第5節	災害対策用資機材等の確保および整備	10
1.	災害対策用資機材等の確保	10
2.	災害対策用資機材等の輸送	10
3.	災害対策用資機材等の整備点検	10
4.	災害対策用資機材等の広域運営	10
5.	食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄	10
6.	災害対策用資機材等の仮置場	10
第6節	電気事故の防止	10
1.	電気工作物の巡視、点検、調査等	10
2.	広報活動	10
第3章	災害応急対策に関する事項	11
第1節	通報・連絡	11
1.	通報・連絡の経路	11
2.	通報・連絡の方法	11
第2節	災害時における情報の収集、連絡	11
1.	情報の収集、報告	11
2.	情報の集約	12
3.	通話制限	12
第3節	災害時における広報	12
1.	広報活動	12
2.	広報の方法	12
第4節	対策要員の確保	12
1.	対策要員の確保	12
2.	復旧要員の広域運営	13
第5節	災害時における復旧資材の確保	13
1.	調達	13
2.	輸送	13
3.	復旧資材置場等の確保	13
第6節	災害時における電力の融通	13
第7節	災害時における危険予防措置	13
第8節	災害時における自衛隊の派遣要請	13
第9節	災害時における応急工事	14
1.	応急工事の基本方針	14
2.	応急工事基準	14
3.	災害時における安全衛生	14

第10節	ダムの管理	1 4
1.	管理方法	1 4
2.	洪水時の対策	1 4
3.	通知、通報	1 4
4.	ダム放流	1 4
5.	管理の細目	1 5
第4章	災害復旧に関する事項	1 5
第1節	復旧計画	1 5
第2節	復旧順位	1 5
第3編	大規模地震防災強化計画	1 7
第1章	防災体制の確立	1 7
第1節	防災体制	1 7
1.	防災体制の区分	1 7
2.	災害対策組織	1 7
第2節	対策組織の運営	1 7
1.	対策組織の設置および閉鎖	1 7
2.	権限の行使	1 7
3.	動員	1 7
4.	指令伝達および情報連絡の経路	1 7
第3節	社外機関との協調	1 7
第2章	災害予防に関する事項	1 8
第1節	防災教育	1 8
第2節	防災訓練	1 8
第3節	地震防災広報	1 8
第4節	非常用電源およびコンピューターシステムの整備	1 8
第3章	地震防災応急対策に関する事項	1 8
第1節	情報伝達	1 8
第2節	対策要員の確保	1 8
第3節	災害時における復旧資材の確保	1 8
第4節	電力の緊急融通	1 9
第5節	電力施設の予防措置に関する事項	1 9
1.	特別巡視・特別点検等	1 9
2.	通信網の確保	1 9
3.	応急安全措置	1 9
第6節	避難誘導・安全広報	1 9
1.	社外者の避難誘導	1 9
2.	安全広報	1 9

第4編 東南海・南海地震防災対策推進計画	20
第1章 防災体制の確立	20
第1節 防災体制	20
1. 防災体制の区分	20
2. 災害対策組織	20
第2節 対策組織の運営	20
1. 対策組織の設置および閉鎖	20
2. 権限の行使	20
3. 動員	20
4. 指令伝達および情報連絡の経路	20
第3節 社外機関との協調	20
第2章 災害予防に関する事項	21
第1節 防災教育	21
第2節 防災訓練	21
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項	21
第4節 防災業務施設及び整備の整備	21
第5節 災害対策用資機材等の確保及び整備	21
第6節 地震防災広報	21
第3章 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項	21
第1節 情報伝達	21
第2節 津波からの避難	22
第3節 避難誘導・安全措置	22
第4節 地震発生時の津波来襲に備えた措置	22
第4章 地震防災応急対策に関する事項	23
第1節 通報・連絡	23
第2節 災害時における情報の収集、連絡	23
第3節 災害時における広報	23
第4節 対策要員の確保	23
第5節 災害時における復旧資材の確保	23
第6節 災害時における電力の融通	23
第7節 災害時における危険予防措置	23
第8節 災害時における自衛隊の派遣要請	23
第9節 災害時における応急工事	24
第10節 東南海地震と南海地震の時間差発生を考慮した措置	24
1. 特別巡視・特別点検等	24
2. 通信網の確保	24
3. 応急安全措置	24

別表 1. 非常事態の情勢に応じた防災体制	2 5
別表 2. 防災体制に対応する災害対策組織	
(1) 警戒本部の構成および分掌事項	2 6
(2) 非常災害対策本部の構成および分掌事項	2 7
(3) 本部長に事故ある場合の職務の代行者	2 8
別表 3. 通報・連絡の経路	
(1) 指令伝達、情報（通報）連絡経路	2 9
(2) 津波警報等の情報伝達経路	3 0
別表 4. 大規模地震発生時の情報（通報）連絡経路	3 1
別表 5. 警戒宣言等に関する情報伝達経路	3 2
別表 6. 特別巡視、特別点検等	
(1) 特別巡視、特別点検および機器調整	3 3
(2) 時間差発生時に備えた緊急点検および巡視、調整	3 4
別表 7. 応急安全措置	
(1) 仕掛け工事および作業中の電力施設における応急安全措置	3 5
(2) 時間差発生に備えた仕掛け工事および作業中の応急安全措置	3 6

第1編 総則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下、「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条および東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条に基づき、電力施設に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を図るため、一般防災業務計画、大規模地震防災強化計画および東南海・南海地震防災対策推進計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

なお、原子力災害に係る防災業務計画については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条に基づいて、原子力発電所ごとに定める原子力事業者防災業務計画によるものとする。

第2節 防災業務計画の基本構想

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。

このため、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力災害対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第4節 定義

この計画における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 一般防災業務計画
大規模地震防災強化計画および東南海・南海地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。
2. 大規模地震防災強化計画
大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画をいう。
3. 東南海・南海地震防災対策推進計画
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。
4. 災害
災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。ただし、第2編から第4編において、災害とは原子力災害対策特別措置法第2条第1項に定める原子力災害を除くものをいう。
5. 支店等
支店、支社および火力センターをいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 防災体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下、「非常事態」という。）に対処するための防災体制は、別表1による。

2. 災害対策組織

本店、支店等および業務機関は、防災体制に対応する災害対策組織（以下、「対策組織」という。）として、警戒本部および非常災害対策本部（以下、「本部」という。）をあらかじめ別表2-(1)、2-(2)のとおり定めておく。

なお、災害により、本店、支店等または業務機関が被災した場合の災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておくこととする。

第2節 対策組織の運営

1. 対策組織の設置および閉鎖

- (1) 総務室長は、非常事態が発生したときは、原則として、警戒本部を設置する。
- (2) 非常事態が発生した場合で、必要と認められるときは、総務室長と被災設備を所管する関係各副本部長、副事業本部長、室長が協議し、被災設備を所管する本部、事業本部もしくは室を指導する副社長、または専務取締役もしくは常務取締役（以下、これらを総称して「副社長等」という。）に上申し、非常災害対策本部の設置を決定する。ただし、警戒本部が設置されている場合は、警戒本部長が、非常災害対策本部の設置を決定する。
- (3) 供給区域内で、震度6弱以上の地震が発生した場合、本店ならびに当該地震が発生した支店等および業務機関は、直ちに非常災害対策本部を設置する。
- (4) 支店等および業務機関における対策組織の設置および閉鎖は、必要に応じ当該所属内で実施することができる。その手続きは、前3項に準じて別に定めておく。
- (5) 支店等および業務機関において対策組織を設置した場合は、直ちに業務機関にあっては支店等の、支店等にあっては本店（以下、これらを総称して「上位機関」という。）の対策組織の長に報告しなければならない。閉鎖の場合も同様とする。
- (6) 対策組織の長は、管内に災害の発生するおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して対策組織を設置しておく必要がなくなった場合には対策組織を閉鎖する。

2. 権限の行使

- (1) 対策組織が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

- (2) 対策組織が設置された場合、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

- (3) 対策組織の長が、災害対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ別表 2-(3)のとおり定めておく。

3. 動員

対策組織の長は、対策組織の設置後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は、別表 3-(1)のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等との協調

平常時には、本店、支店等および業務機関の担当箇所が管内の防災会議等と、また災害時には対策組織が管内の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。

また、地域防災計画の作成等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

①災害に関する情報の提供および収集

②災害応急対策および災害復旧対策

2. 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署等の防災関係機関とは平常時から協調し防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。

防災関係機関との対応は、別表 3-(1)および別表 4のとおりとする。

3. 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

本店、支店等および業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

第2節 防災訓練

本店、支店等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項

1. 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

- ①ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸
- ②導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係
- ③護岸、水制工、山留壁
- ④土捨場
- ⑤水位計

(2) 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

2. 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

3. 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 火力・原子力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所には、シリコン塗布等を施し対処する。

(2) 送電設備

耐塩がいし、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし清掃を実施する。

(3) 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後に、がいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行い塩害防止に努める。

(4) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

4. 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策は、設備ごとに予防計画目標を設定し、必要な箇所には、角落し、防潮扉または防潮壁を設置し、これに対処する。

また、諸電動機のかさあげを行い、非常事態における主要機器の吊上げ用機具の整備を行う。

水害対策についても必要に応じ、これに準じて行う。

5. 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 原子力発電設備

特高開閉所融雪装置等を設置する。

(3) 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(4) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(5) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

6. 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

7. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

8. 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ、次の対策を講ずる。

(1) 防災管理者、副防災管理者の選任および防災規程作成による管理体制の確立

(2) 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船等、防災資機材等の設置およびこれに必要な防災要員の配置

(3) 連絡通報体制その他防災体制の確立

9. 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形および地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

10. 地震対策

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 原子力発電設備

原子力発電所のすべての施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。

また、重要な建物および構築物は、原則として、直接岩盤上に設置する。

(4) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計を行う。

(5) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(6) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計を行う。

(7) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計を行う。

第4節 防災業務施設および設備の整備

1. 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

(1) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設および設備

(2) 潮位、波高等の観測施設および設備

2. 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備の強化、整備を図る。

(1) 無線伝送設備

①マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

②移動無線設備

③衛星通信設備

- (2) 有線伝送設備
 - ①通信ケーブル
 - ②電力線搬送設備
 - ③通信線搬送設備（光搬送設備を含む。）
- (3) 交換設備
- (4) I P ネットワーク設備
- (5) 通信用電源設備

3. 非常用電源設備

本店、支店等および業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

4. コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震および火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

5. 水防・消防に関する施設および設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

- (1) 水防関係
 - ①ダム管理用観測設備
 - ②ダム操作用の予備発電設備
 - ③防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - ④排水用のポンプ設備
 - ⑤各種舟艇および車両等のエンジン設備
 - ⑥警報用設備
- (2) 消防関係
 - ①燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
 - ②化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
 - ③消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
 - ④各種消火器具および消火剤
 - ⑤火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

6. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

- (1) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- (2) 油回収船
- (3) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

7. その他災害復旧用施設および設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

1. 災害対策用資機材の確保

本店、支店等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

2. 災害対策用資機材等の輸送

本店、支店等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

4. 災害対策用資機材等の広域運営

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、他電力会社および電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5. 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本店、支店等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

6. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第6節 電気事故の防止

1. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2. 広報活動

（1）電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

①無断昇柱、無断工事をしないこと。

②電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。

- ③断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑥電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑦その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) P Rの方法

電気事故防止P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

通報・連絡は、別表3-(1)および別表4のとおりとする。

2. 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第2章第4節第2項「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。

(1) 一般情報

①気象、地象情報

②一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

③社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

④その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報

- ①電力施設等の被害状況および復旧状況
- ②停電による主な影響状況
- ③復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ④従業員等の被災状況
- ⑤その他災害に関する情報

2. 情報の集約

本店の対策組織は、支店等および業務機関の対策組織からの被害情報等の報告ならびに独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関および請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3. 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するため、それぞれの対策組織の長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、支店等および業務機関にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2章第6節第2項に定める広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第4節 対策要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- (2) 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所に出動する。
- (3) 交通途絶等により、所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

2. 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第5節 災害時における復旧資材の確保

1. 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 対策組織相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

2. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

3. 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

第6節 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店の対策組織は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

第7節 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第8節 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき、被害地域の府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第9節 災害時における応急工事

1. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

2. 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法（標準作業要綱準則）による迅速確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

3. 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

第10節 ダムの管理

1. 管理方法

ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

2. 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

3. 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁および地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

4. ダム放流

ダム放流に当たっては、ダム操作規程またはダム管理規程等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

5. 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「水力発電所土木設備運転業務要綱」、「水力発電所土木設備巡視点検要綱指針」、発電所ごとの「水力発電所運転所則」、ダムごとの「ダム操作規程」等により定める。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

1. 対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、上位機関の対策組織にすみやかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設、食糧等の手配
- (7) その他必要な対策

2. 本店の対策組織は、前項の報告に基づき、支店等の対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行う。

第2節 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になる恐れのある発電所 4. その他の発電所
火力発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
原子力発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線、制御・監視および保護回線 2. 保安用回線

第3編 大規模地震防災強化計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 防災体制の区分

気象庁から東海地震注意情報、東海地震予知情報が発せられた場合、または内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合（以下、「非常事態」という。）に対処するための防災体制は、別表1とおりとする。

2. 災害対策組織

本店および東海支社は、防災体制に対応する災害対策組織（以下、「対策組織」という。）をあらかじめ別表2-(1)、2-(2)のとおり定めておく。

第2節 対策組織の運営

1. 対策組織の設置および閉鎖

- (1) 非常事態が発生した場合、本店は、直ちに非常災害対策本部を設置する。この場合、東海支社においても、それぞれ当該所属内に非常災害対策本部を設置する。
- (2) 東海支社において対策組織を設置した場合は、直ちに本店の対策組織の長に報告しなければならない。閉鎖の場合も同様とする。
- (3) 対策組織の長は、当該地震災害に関する警戒解除宣言が発せられ、地震防災応急対策に係る措置を中止すべき旨の通知を受けた場合、対策組織を閉鎖する。

2. 権限の行使

一般防災業務計画 第1章第2節第2項に準ずる。

3. 動員

一般防災業務計画 第1章第2節第3項に準ずる。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

一般防災業務計画 第1章第2節第4項に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画 第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画 第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画 第2章第2節に準ずる。

第3節 地震防災広報

一般防災業務計画 第2章第6節第2項に準ずる。

第4節 非常用電源およびコンピューターシステムの整備

一般防災業務計画 第2章第4節第3項および第4項に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 情報伝達

警戒宣言および警戒解除宣言等に関する情報伝達の経路は、別表5のとおりとし、その伝達の方法は、保安通信設備等により、迅速かつ的確に行う。

第2節 対策要員の確保

一般防災業務計画 第3章第4節に準ずる。

第3節 災害時における復旧資材の確保

一般防災業務計画 第3章第5節に準ずる。

第4節 電力の緊急融通

対策組織が設置されたとき、本店の対策組織は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、災害発生後の電力の緊急融通体制について確認する。

第5節 電力施設の予防措置に関する事項

対策組織が設置されたときは、東海地震予知情報、東海地震注意情報および東海地震観測情報の内容その他これらに関連する情報（以下、「地震予知情報等」という。）に基づき、電力施設に関する次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

なお、この場合において地震発生危険性の鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

1. 特別巡視、特別点検等

地震予知情報等に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を別表6-(1)により実施する。

2. 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、社外的にはN T T、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

3. 応急安全措施

仕掛け工事および作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保全上の応急措置を別表7-(1)により実施する。

第6節 避難誘導・安全広報

1. 社外者の避難誘導

対策組織が設置されたときは、発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、地震予知情報等の内容に応じた情報提供および避難方法の徹底を図る等、的確な安全措施を講ずる。

2. 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措施に関する広報を行う。

第4編 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 防災体制の区分

東南海・南海地震が発生した場合（以下、「非常事態」という。）に対処するための防災体制は、別表1のとおりとする。

2. 災害対策組織

本店、支店等および業務機関は、防災体制に対応する災害対策組織（以下、「対策組織」という。）をあらかじめ別表2-(2)のとおり定めておく。

第2節 対策組織の運営

1. 対策組織の設置および閉鎖

- (1) 非常事態が発生した場合、本店、支店等および業務機関は、直ちに非常災害対策本部を設置する。
- (2) 支店等および業務機関において対策組織を設置した場合は、直ちに上位機関の長に報告しなければならない。閉鎖の場合も同様とする。

2. 権限の行使

一般防災業務計画 第1章第2節第2項に準ずる。

3. 動員

一般防災業務計画 第1章第2節第3項に準ずる。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

一般防災業務計画 第1章第2節第4項に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画 第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画 第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画 第2章第2節に準ずる。

第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画 第2章第3節に準ずる。

第4節 防災業務施設および設備の整備

一般防災業務計画 第2章第4節に準ずる。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

一般防災業務計画 第2章第5節に準ずる。

第6節 地震防災広報

一般防災業務計画 第2章第6節第2項に準ずる。

第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 情報伝達

気象台等からの津波警報等に関する情報伝達の経路は、別表3-(2)のとおりとし、その伝達の方法は、保安通信設備等により、迅速かつ的確に行う。

また、津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員および作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。

第2節 津波からの避難

津波により、避難が必要となることが予想される地域の事業所においては、避難場所、避難経路、避難方法を定め、津波の来襲の場合に備え、万全を期すよう努める。

津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保措置（第3章第4節）を実施する。

第3節 避難誘導・安全広報

1. 社外者の避難誘導

津波警報が発令されたときは、発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

2. 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、火災等の二次災害防止に必要なお客さまによるブレーカー開放等、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第4節 地震発生時の津波来襲に備えた措置

津波警報が発令された場合、火力発電所および浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検および巡視を実施する。

（1）安全措置

- ①高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止
- ②津波・高潮対策用設備（防潮扉、角落とし等）の閉鎖
- ③作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

（2）緊急点検および巡視

- ①転倒または移動するおそれのある設備の固定状況の点検
- ②非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

避難区域にある仕掛け工事および作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事および作業を中断するものとする。

また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、上記（1）（2）に準じた措置を実施する。

なお、本第3章は、第2編 一般防災業務計画（東南海・南海地震以外の津波対策）において準用する。

第4章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

一般防災業務計画 第3章第1節に準ずる。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

一般防災業務計画 第3章第2節に準ずる。

第3節 災害時における広報

一般防災業務計画 第3章第3節に準ずる。

第4節 対策要員の確保

一般防災業務計画 第3章第4節に準ずる。

第5節 災害時における復旧資材の確保

一般防災業務計画 第3章第5節に準ずる。

第6節 災害時における電力の融通

一般防災業務計画 第3章第6節に準ずる。

第7節 災害時における危険予防措置

一般防災業務計画 第3章第7節に準ずる。

第8節 災害時における自衛隊派の遣復要請

一般防災業務計画 第3章第8節に準ずる。

第9節 災害時の応急復旧工事

一般防災業務計画 第3章第9節に準ずる。

第10節 東南海地震と南海地震の時間差発生を考慮した措置

東南海地震と南海地震の時間差発生による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、対策組織の判断により、連続発生を考慮した電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。

1. 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検および機器調整等を別表6－(2)により実施する。

2. 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、社外的にはN T T、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

3. 応急安全措置

仕掛け工事および作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保全上の応急措置を別表7－(2)により実施する。

非常事態の情勢に応じた防災体制

対策組織	警戒本部	非常災害対策本部
設置基準	1. 災害の発生が予想される場合 2. その他必要な場合	1. 災害が発生した場合、または発生することが確実な場合 2. 供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 3. 地震防災対策強化地域において、東海地震注意情報、東海地震予知情報または警戒宣言が発せられた場合 4. 東南海・南海地震（※）が発生した場合 〔揺れ、震源、津波警報等から、当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断される場合を含む。〕 5. その他必要な場合

※「東南海・南海地震」とは、遠州灘西部から熊野灘および紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域ならびにその周辺における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

防災体制に対応する災害対策組織

警戒本部の構成および分掌事項

警 戒 本 部		設 備	班名	班 長	係 名	分 掌 事 項	
本 部 長	電力流通事業本部		原子力事業本部 副事業本部長 原子燃料サイクル室長	原 子 力 係	原子力発電設備(建設中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、事故影響の評価、復旧対策の樹立、経済産業省および文部科学省等に対する報告		
	副事業本部長 (工務・系統運用部門統括)				火力事業本部 副事業本部長	火 力 係	火力発電設備(建設中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告
班 長	各副本部長、 副事業本部長、室長						お客さま本部 副本部長
係 長	班長が指名する 各グループチーフマネジャー、所長		電力流通事業本部 副事業本部長 (工務・系統運用部門統括)	工 務 係	水力発電・送電・変電設備(建設中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告(ネットワーク技術、通信、系統運用、土木建築関係を含む。)		
	班				電力流通事業本部 副事業本部長 (ネットワーク技術部門統括)	ネットワーク技術係	配電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立
グループ経営推進本部 副本部長			ガ ス 係	ガス事業法適用設備、熱供給事業法準用設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、ガス事業のお客さまへの対応			
				経営改革・ＩＴ本部 副本部長	情報通信係	情報処理設備・通信設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、データ輸送の確保、非常災害時の通信ルートの確保、総務省に対する報告、本部のテレビ会議システムの設置	
土木建築室長			土 木 係			水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち土木設備(建設中の設備を含む。)、建設中の送電、変電、業務設備のうち土木設備(ただし、前記各設備の他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、国土交通省に対する報告(水力発電設備に限る。)	
				研究開発室長	建 築 係	水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち建築物(建設中の設備を含む。)、建設中の送電、変電、業務設備のうち建築物(ただし、前記各設備の他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立	
総 務		総務室長	総 括 係			対策本部の設営・運営、社外防災機関との連携、社屋防護、本部要員の召集、通話制限、他の班に属さない事項	
				電力流通事業本部 副事業本部長	気象情報係	中央給電指令所による気象情報の把握	
	班	人材活性化室長	労 務 係			労働組合対応、従業員の出勤状況の把握、服務に関する事項、従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握、災害予防、従業員の健康管理、一般交通機関の稼働状況の把握、社宅・寮等の被害状況の把握、医療・防疫対策に関する事項、その他被災従業員および従業員家族等に対する支援	
総務室長				用 地 係	復旧作業に要する許認可申請(占使用等)、業務設備等の災害防止、被害状況の把握、業務設備等の移転および仮設の対応		
広 報 班	地域共生・広報室長	広 報 係	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供				
	お客さま本部 副本部長	お客さま係	重要負荷の被害状況の集約、集金・検針業務の遅滞状況の把握および対策の策定、お客さまへの対応、集金員・検針員の被災状況の把握				

ただし、原子力発電所における非常災害(原子力災害を除く。)については原子力事業本部副事業本部長、火力発電所における災害については、火力事業本部副事業本部長、水力発電所のうち土木建築室所管設備における災害については、土木建築室長、研究開発設備における災害については、研究開発室長、ガス供給事業、蒸気供給事業、燃料販売事業(以下、「ガス事業」という。)における災害についてはグループ経営推進本部副本部長を本部長とする。	
警戒本部の分掌および権限	
1. 電力設備の災害予防に関する事項	
2. 要員の確保に関する事項	
3. 国、府県、市町村等(以下、これらを総称して「社外防災機関」という。)との連携に関する事項	
4. お客さま、報道機関等社外に対する情報の提供および要望の提示に関する事項	
5. 従業員の行動に関する指示事項	
6. 他電力会社との間の電力緊急融通に関する事項	
7. 社内外の情報の収集、その他災害の対策に必要な事項	

(注) 支店等、業務機関は本構成表に準じそれぞれにおいて別途定める。

非常災害対策本部の構成および分掌事項

非常災害対策本部		設 備 班	班 名	係 名	分 掌 事 項	
本部長	社長		原子力事業本部 副事業本部長 原子燃料サイクル室長	原 子 力 係	原子力発電設備(建設中のものを含む。)および原子燃料の災害防止、被害状況の把握、事故影響の評価、復旧対策の樹立、経済産業省、文部科学省および国土交通省等に対する報告、本店社屋における連絡	
本部長代行	副社長等		火力事業本部 副事業本部長	火 力 係	火力発電設備(建設中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告	
副本部長	専務取締役および 常務取締役		お客さま本部 副本部長	電力流通事業本部 副事業本部長 (工務・系統運用部門統括)	工 務 係	水力発電・送電・変電設備(建設中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告(ネットワーク技術、通信、系統運用、土木建築関係を含む。)
					系統運用係	制御設備(建設中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、給電指令所関係電力緊急融通体制の確立
班長	各副本部長、 副事業本部長、室長	電力流通事業本部 副事業本部長 (ネットワーク技術部門統括)	ネットワーク技術係	配電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立		
係長	班長が指名する 各グループチーフマネジャー、所長	グループ経営推進本部 副本部長	ガ ス 係	ガス事業法適用設備、熱供給事業法準用設備(建設工事中的のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、ガス事業のお客さまへの対応		
		経営改革・IT本部 副本部長	情報通信係	情報処理設備・通信設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、データ輸送の確保、非常災害時の通信ルートの確保、総務省に対する報告、本部のテレビ会議システムの設置		
			土木建築室長	土 木 係	水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち土木設備(建設中の設備を含む。)、建設中の送電、変電、業務設備のうち土木設備(ただし、前記各設備の他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、国土交通省に対する報告(水力発電設備に限る。)	
				建 築 係	水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち建築物(建設中の設備を含む。)、建設中の送電、変電、業務設備のうち建築物(ただし、前記各設備の他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立	
			研究開発室長	研究開発係	研究開発設備(建設中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立	
			総務室長 企画室長	総 括 係	対策本部の設営・運営、社外防災機関との連携、社屋防護、本部要員の召集、通話制限、他の班に属さない事項	
				総務室長	生活物資係	食料、飲料水、衣類、宿泊施設、仮設トイレ等の生活物資の確保・輸送、通行許可に関する警察との調整、携帯電話の確保・輸送
			環境室長 経営監査室長	社外情報係	道路状況、火災発生状況、公衆電話回線・水道・ガス等の被害状況、避難勧告地の調査	
				電力流通事業本部 副事業本部長	気象情報係	中央給電指令所による気象情報の把握
			人材活性化室長	労 務 係	労働組合対応、従業員の出社状況の把握、服務に関する事項、従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握、災害予防、従業員の健康管理、一般交通機関の稼働状況の把握、社宅・寮等の被害状況の把握、医療・防疫対策に関する事項、その他被災従業員および従業員家族等に対する支援	
				総務室長	用 地 係	復旧作業に要する許認可申請(占使用等)、業務設備等の災害防止、被害状況の把握、業務設備等の移転および仮設の対応
			経理室長	経 理 係	資金の確保、出納、被害額・復旧概算額の把握、対策費用の経理審査	
				購買室長	資 材 係	復旧用資材の調達・輸送、他電力からの資材・役務の融通調整、復旧車両全般の燃料の調達・輸送、ヘリコプターの確保、物資の陸上輸送手段の確保、契約関係
			燃料室長	燃 料 係	燃料の備蓄・管理、海上輸送手段の確保に関する生活物資係の支援、復旧車両全般の燃料確保に関する資材係支援	
			地域共生・広報室長	広 報 係	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供	
				お客さま本部 副本部長	お客さま係	重要負荷の被害状況の集約、集金・検針業務の遅滞状況の把握および対策の策定、お客さまへの対応、集金員・検針員の被災状況の把握
			立地室長	立 地 係	立地地点の自治体等関係箇所への広報	
			情報調整チーム	主 査	総務室長が指名する マネジャー	(1) 本部会議の付議事項の整理 (2) 社外防災機関等との対応(各班において対応するものを除く。)
				構成員	各班の班長が当該班 から指名するマネジャー	(3) 各班の被害情報、復旧情報の集約 (4) その他各班の連携に関する事項

ただし、災害や事故の状況程度に応じて、非常災害対策本部長を社長以外の関係役員とすることができる。この場合において、本部長代行および副本部長は、本表にかかわらず、本部長が指名する者とする。

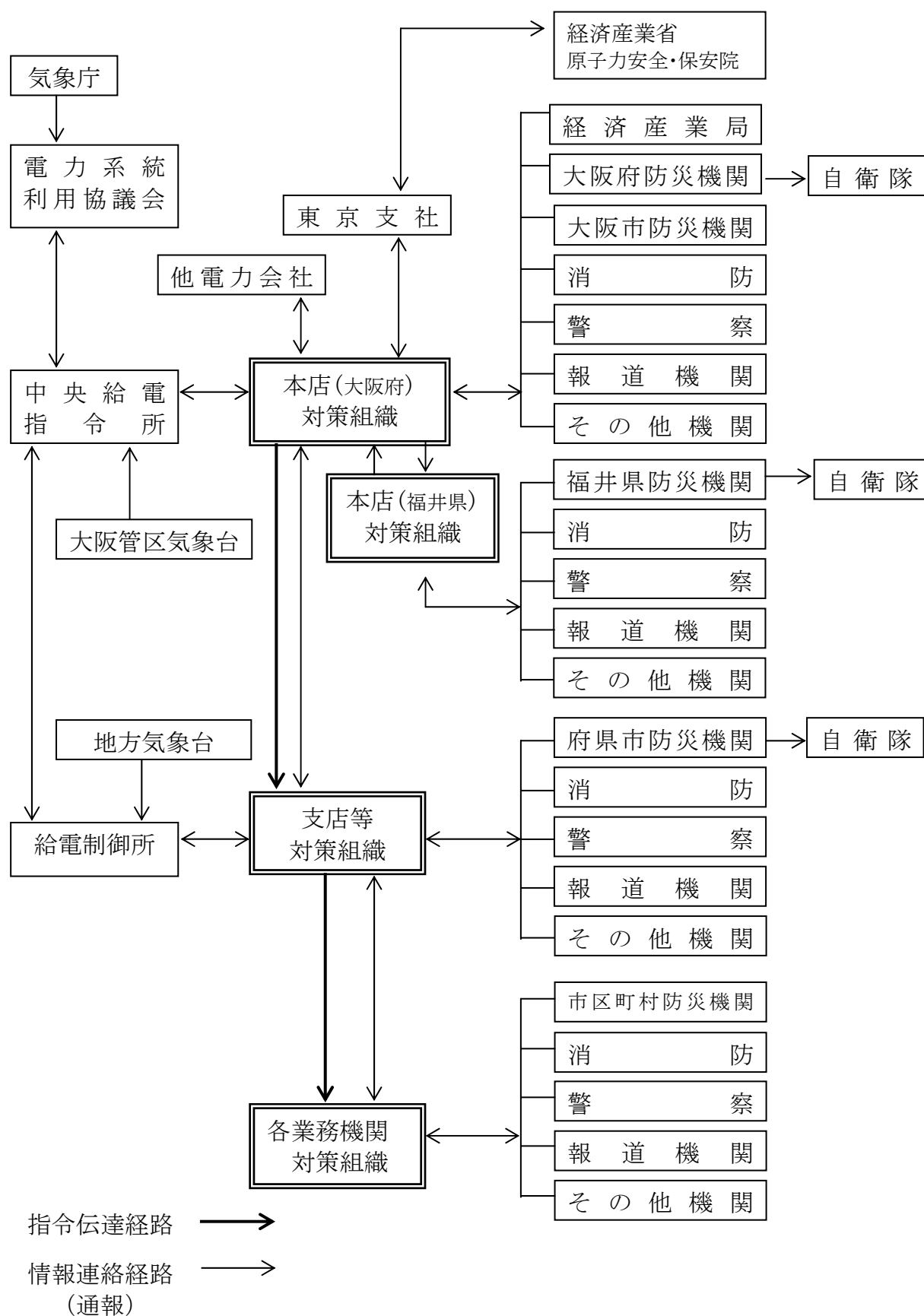
非常災害対策本部の分掌および権限	
1. 電力設備の復旧に関する事項	
2. 復旧要員の確保および動員、支店等および業務機関相互間の応援ならびに社外からの応援に関する事項	
3. 復旧用資材の調達、輸送に関する事項	
4. 社外防災機関との連携に関する事項	
5. お客さま、報道機関等社外に対する情報の提供および要望の提示に関する事項	
6. 従業員の行動に関する指示事項	
7. 他電力会社との間の電力緊急融通に関する事項	
8. 社内外の情報の収集、その他災害の対策に必要な事項	

本部長に事故ある場合の職務の代行者

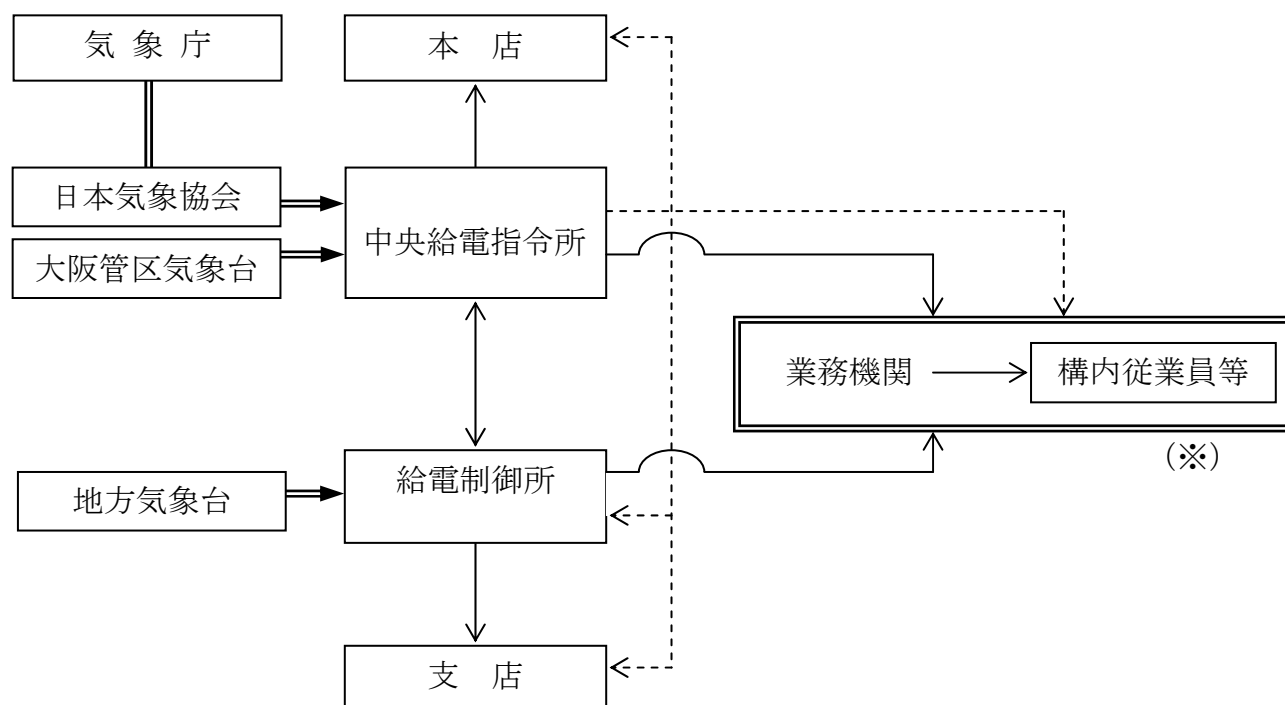
	警戒本部	非常災害対策本部
本部長	電力流通事業本部 副事業本部長 (工務・系統運用部門統括) ただし、原子力発電所における災害(原子力災害を除く。)については原子力事業本部副事業本部長を、火力発電所における災害については火力事業本部副事業本部長を、水力発電所のうち土木建築室所管設備における災害については土木建築室長を、研究開発設備における災害については研究開発室長を、ガス事業における災害についてはグループ経営推進本部副本部長を本部長とする。	社 長
代行者	(1) 電力流通事業本部 副事業本部長 (ネットワーク技術部門統括) (2) 経営改革・IT本部 副本部長 ただし、原子力発電所における災害(原子力災害を除く。)、火力発電所における災害、土木建築室所管設備における災害、研究開発設備における災害およびガス事業における災害の場合については、電力流通事業本部副事業本部長(工務・系統運用部門統括)を第1順位とし、以下、上記順位による。	(1) 電力流通事業本部を指導する副社長等 (2) 経営改革・IT本部を指導する副社長等 ただし、原子力発電所における災害(原子力災害を除く。)については原子力事業本部を指導する副社長等を、火力発電所における災害については火力事業本部を指導する副社長等を、水力発電所のうち土木建築室所管設備および研究開発設備における災害については当該室を指導する副社長等を、ガス事業における災害についてはグループ経営推進本部を指導する副社長等を第1順位とし、以下、上記順位による。

支店等および業務機関は、本構成表に準じ、それぞれにおいて別途定める。

指令伝達、情報（通報）連絡経路



津波警報等の情報伝達経路



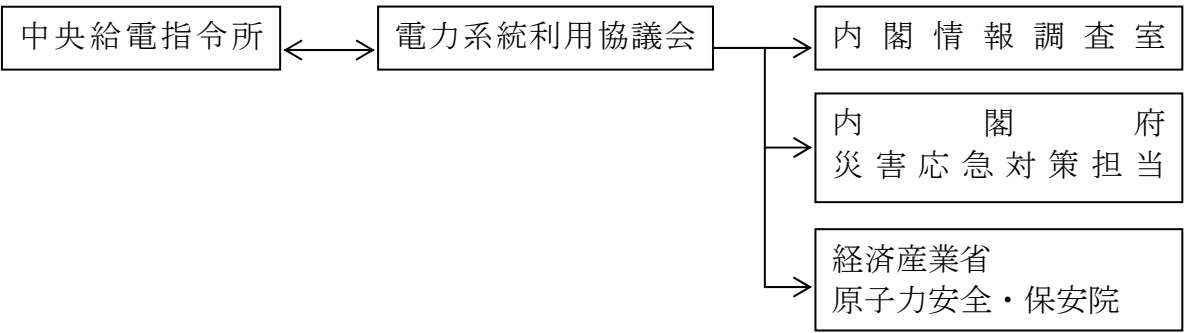
情報伝達経路(保安通信設備) —————>

情報伝達経路(社内情報LAN) - - - - ->

※ 津波警報が発信される前であっても、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、所内で相互連絡を行い、急いで安全な場所に避難する。

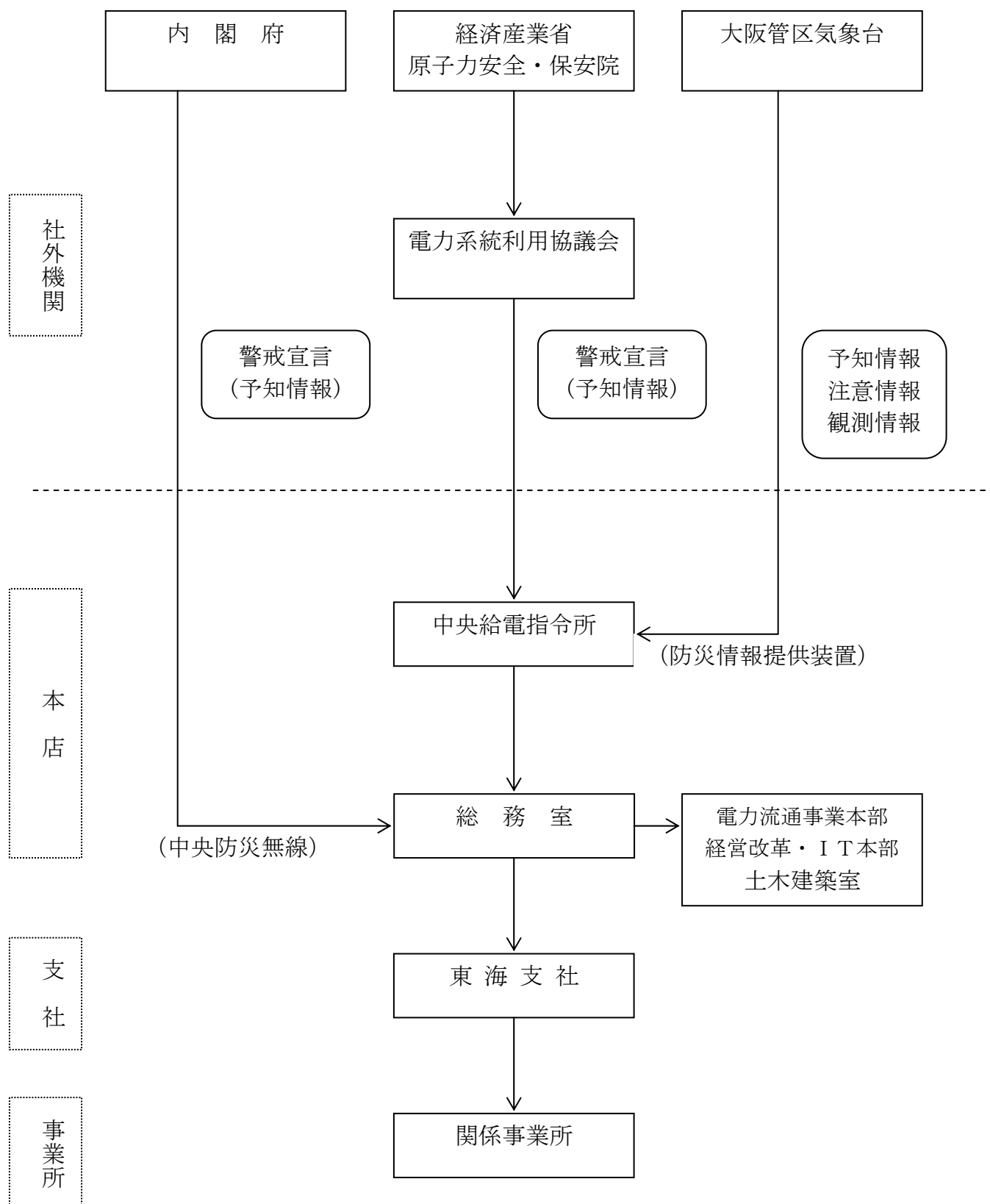
大規模地震発生時の情報（通報）連絡経路

（「給電連絡業務運行要領」（電力系統利用協議会）による）



※ 国内に震度5弱以上の地震が発生し、かつ全国計で100万kW以上の需要減少が生じた場合に、電力系統利用協議会から当社へ確認があれば回答する。

警戒宣言等に関する情報伝達経路



特別巡視、特別点検および機器調整

電力施設	特別巡視、特別点検	機器調整
有人の 水力発電設備	1. 構内特別巡視（落下物、二次災害発生可能性の排除等）。 2. 非常用電源設備（ディーゼル発電機など）の点検および燃料、冷却水の点検。 3. 消火設備の点検。	ディーゼル発電機の起動テスト。

時間差発生時に備えた緊急点検および巡視、調整

(東南海地震と南海地震が、時間差で発生することを考慮した電力設備の安全措置)

電力施設	特別巡視、特別点検	機器調整等
水力発電設備 変電設備 開閉設備 変換設備 給電制御所	1. 構内特別巡視〔ダム、水路設備を含む。〕(落下物、二次災害発生可能性の排除等)。 2. 非常用電源設備(ディーゼル発電機など)の点検および燃料、冷却水の点検。 3. 消火設備の点検。 4. 津波・高潮対策用設備(角落しなど)の巡視点検。	ディーゼル発電機の起動テスト。
火力発電設備	1. 高圧ガス、燃料等危険物関係漏洩防止設備(防油堤など)の巡視点検。 2. 非常用電源設備の巡視点検。 3. 消火設備等の巡視点検。 4. 津波・高潮対策用設備(防潮扉等)の巡視点検。 5. クレーン等移動、転倒するおそれのある設備の固定状況の点検。 6. 構内特別巡視(落下物、二次災害発生可能性の排除等)。	ディーゼル発電機の起動テスト。 高圧ガス、危険物、毒劇物、特化物関係の使用を極力停止する。
通信設備	1. 非常用電源設備(ディーゼル発電機など)の点検および燃料、冷却水の点検。 2. 通信機械室の測定器、備品類の固定状況の点検。 3. 消火設備の点検。	ディーゼル発電機の起動テスト。
送電設備 配電設備	1. 特別巡視(落下物、二次災害発生可能性の排除等)。	

仕掛け工事および作業中の電力施設における応急安全措置

電力施設		応急安全措置
水力発電設備		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 仮吊り中物品の定置。 (2) クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定。 (3) 転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止セット、補強柱セット。 (4) 仮設パイプ等の固定。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
架空送電設備		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強。 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去または緊縛。 (3) 重機類のブームを下げる、または固縛する。 (4) 工事敷地の立入禁止措置の実施。 (5) 鉄塔敷への雨水侵入防止用ビニールシート養生の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
通信設備	無線鉄塔	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強。 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去または緊縛。 (3) 重機類のブームを下げる、または固縛する。 (4) 工事敷地の立入禁止措置の実施。 (5) 鉄塔敷への雨水侵入防止用ビニールシート養生の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
	屋内機器	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強。 (2) 転倒または移動、落下が懸念される物品の固定。 2. 火気使用の禁止。

時間差発生に備えた仕掛け工事および作業中の応急安全措置

(東南海地震と南海地震が、時間差で発生することを考慮した電力設備の安全措置)

別表 7－(1) に加え、下記の設備についても行う。

電力施設		応急安全措置
火力発電設備		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強。 (2) クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定。 (3) 転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。 3. 揚油、揚ガス作業に関する状況に応じた作業中止およびタンカーの避難等の実施。
変電設備 開閉設備 変換設備		1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強。 (2) クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動。 (3) 転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止セット、補強柱セット。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
地中送電設備		1. 工事を中止し、バリケード、セーフティーコーン、表示テープ等、交通安全標識の点検、補強の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
配電設備	架空	1. 工事を中止し、建込中の支持物の固定、緊縛等の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
	地中	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラムおよび柱上端末部等、移動落下が懸念されるものの固定、緊縛等の実施。 (2) バリケード、セーフティーコーン、表示テープ等、交通安全標識の点検、補強の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。